

年少者・女性の就業制限業務

作業の内容					就業制限の内容			
					年少者	妊婦	産婦	その他の女性
1 重量物を取扱う作業（労基法 64 条の 3、年少者労働基準規則 8 条、女性労働基準規則）	年 齢		断続作業の場合		継続作業の場合		▲ 表の重量未 満は取扱 可	▲ 表の重量未 満は取扱 可
			男	女	男	女		
	満 1 6 歳未満		15 kg 以上	12 kg 以上	10 kg 以上	8 kg 以上		
	満 1 6 歳以上満 1 8 歳未満		30 kg 以上	25 kg 以上	20 kg 以上	15 kg 以上		
満 1 8 歳以上		—	30 kg 以上	—	20 kg 以上			
2	坑内の作業（労基法 63 条、64 条の 2）					×	×	▲注
3	クレーン、デリック、揚貨装置の運転（女性は 5t 以上のもの）					×	△	○
4	クレーン、デリック、揚貨装置の玉掛け作業（2 人以上で行う補助作業は除く）					×	△	○
5	運転中の原動機、原動機から中間軸までの動力伝動装置の掃除、給油、検査、修理、またはベルトの掛換えの作業					×	△	○
6	最大積載荷重 2t 以上の人荷共用若しくは荷物用エレベーター、または高さ 15m 以上のコンクリート用エレベーターの運転					—	—	—
7	動力により駆動される巻上機（電気ホイスト、エアホイストを除く）、運搬機、索道の運転					—	—	—
8	動力により駆動される土木建築用機械、船舶荷扱用機械の運転					×	△	○
9	動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車、2t 以上の貨物自動車の運転					—	—	—
10	直径 25cm 以上の丸のこ盤、75cm 以上の帯のこ盤の木材供給作業					×	△	○
11	操車場の構内における軌道車両の入換え、連結、解放の作業					×	△	○
12	岩石または鉱物の破砕機、粉碎機に材料を供給する作業					×	△	○
13	土砂が崩壊のおそれのある場所、深さ 5m 以上の地穴での作業				×	×	△	○
14	高さ 5m 以上で墜落の危険を受けるおそれのある場所での作業					×	△	○
15	足場の組立、解体、変更作業（地上、床上での補助作業は除く）					×	△	○
16	胸高 35cm 以上の立木の伐採の作業					×	△	○
17	機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出作業					×	△	○
18	火薬その他危険物を取扱う作業（爆発、発火、または引火のおそれのあるもの）					—	—	—
19	鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふっ素、青酸等の有害物のガス、蒸気、または粉じんを発散する場所での作業					×	×	×
20	多量の高熱物体の取扱い、又は著しく暑熱な場所での作業					×	△	○
21	多量の低温物体の取扱い、又は著しく寒冷な場所での作業					×	△	○
22	異常気圧下での作業					×	△	○
23	削岩機、鉋打機等身体に著しい振動を与える機械器具での作業					×	×	○
24	強烈な騒音を発する場所での作業					—	—	—
25	深夜労働				▲	△	△	○
×……就業させてはならない作業 △……申し出た場合、就業させてはならない作業 ○……就業させてもさしつかえない作業 ▲……条件付きで就業可能な作業					妊婦……妊娠中の女性 産婦……産後 1 年以内の女性 年少者……満 18 歳未満の者 —……条文がないもの			

上表で準拠条項を記していない作業は、「年少者労働基準規則」または「女性労働基準規則」に就業制限の規定がある  
 注) 人力で行う掘削の業務等（女性則 1 条）は不可

## 児童・年少者の就業制限等

分類	年齢	労働の禁止	使用条件	労働契約等			時間外労働	1日の最大労働時間	1週の最大労働時間	休日労働 (法定休日)	深夜労働 22時～5時
				年齢を証明 する書類	学校長の 証明書	親権者の 同意書					
児童	13才未満	原則禁止 (映画演劇子役は可)	行政官庁 (監督署長) の許可	要	要	要	不可	修学時間と 合わせて 7時間	修学時間と 合わせて 40時間	不可	不可
児童	16才未満 <b>注1</b>	下表以外の事業で かつ労働が軽易な もの									
年少者	18才未満	可	—	要	不要	要	不可	8時間	40時間	不可	不可
未成年者	20才未満	可	—	不要	不要	要	可	8時間 +残業	40時間 +残業	可	可
一般	20才以上	可	—	不要	不要	不要	可	8時間 +残業	40時間 +残業	可	可

注1：15歳に達した日以後最初の3月31日が終了する以前の者（要するに中学生以下のこと）

満13歳以上の場合 下表以外の事業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、労働が軽易なものであれば、満13歳以上の児童も  
就学時間外に使用することができます（労働基準監督署長の許可が必要）

満13歳未満の場合  
原則的に就労不可

(1)	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業 (電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
(2)	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
(3)	<u>土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業</u>
(4)	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
(5)	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

- ★ まとめ
- I 建設業の現場では中学生以下は、アルバイトを含め働けない。
  - II 年少者の場合は、年齢を証明する書類と親権者の同意書が必要。
  - III 未成年者の場合は、親権者の同意書が必要。